

## 第76回 国際人権に関する研究会

### 『収容施設視察委員会の現状と課題～国際人権基準に照らして～』報告書

弁護士 宮内博史

1. 日本では、平成18年に刑事施設視察委員会が、平成22年に入国者収容所等視察委員会がそれぞれ活動を開始した。本研究会では、これら2つの視察委員会の活動報告とともに、海外における収容施設視察制度についての報告がなされた。
2. 小池振一郎先生より、刑事施設視察委員会の活動についてご報告いただいた。同委員会は、弁護士や医師など372人の委員によって構成される。視察回数は、想定されていた年6回よりも多く、例えば、去年は東京拘置所だけで11回の視察が行われた。視察は、施設訪問、被収容者との面接、提案箱の回収などを通じて行われる。面会希望者数は多数にのぼり、提案箱に寄せられる提案数も月60通に及ぶ。同委員会はそこで抽出された意見を法務省側と協議する。これまでも、同委員会からの求めにより、季節の変わり目における夏/冬用の服の選択制、運動会の予備日設定、日刊紙の2紙から3紙への増刊などの改善が施されてきた。
3. 武村二三夫先生より、入国者収容所等視察委員会委員の活動についてご報告いただいた。同委員会は、東日本と西日本の2つ地区委員会に分かれ、各委員会は、弁護士や医師、国際機関関係者、地元住民など10名の委員によって構成される。西日本地区委員会の場合、去年の視察回数は8回であり、全施設を年1回は視察する。視察は、施設訪問、被収容者との面接、提案箱の回収などを通じて行われる。面接は年1回の視察時に実施されるほか、提案箱回収は年4回行われる。同委員会は、食事（イスラム教徒のためのハラールフードの提供や温かい食事の提供など）や医療（外部診療の機会を確保するなど）、施設内の避難誘導表示等について改善を求めてきており、一定の成果を出している。
4. 児玉晃一先生より、イギリスの王立刑事施設視察委員会（Her Majesty's Inspectorate of Prisons、以下「HMIP」）の活動についてご報告いただいた。HMIPは、元刑務所長や法曹関係者、研究者など46名の常勤スタッフで構成される。年間の総支出額は6億円を超え、首席視察官の年間報酬は1600万円以上である。視察は、総合型視察とフォローアップ視察の2つを組み合わせで行われる。視察の前には、直属の調査官がアンケート等を通じて、収容施設の状況を調査・分析し、問題点を抽出する。視察は、かかる調査を踏まえて、丸5日間かけて行われる（夜9時半～翌朝6時半の夜間視察も実施される）。視察は、①安

全 (Safety)、②尊厳 (Respect)、③目的ある活動 (Purposeful Activities)、④再定住・社会復帰 (Resettlement) の4つの指標につき、予め策定された視察マニュアルである「達成されるべき基準」(Expectation)に基づき行われる(同マニュアルはインターネットで取得可能であり、135頁に及ぶ)。視察後にHMIPは施設に対して勧告を下す。その数は200以上にのぼることも珍しくなく、詳細な報告書として公表される。施設側も、勧告を履行すべく、行動計画を作成し、公表することが求められている。

5. 新津久美子先生より、ヨーロッパ及び国際的な人権枠組みについてご報告いただいた。ヨーロッパでは、「拷問及び非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰の防止のためのヨーロッパ条約」(1989年2月1日発効)がある。同条約の実施機関であるヨーロッパ拷問等防止委員会は、拷問等を予防する目的のため、締約国の全ての収容施設を訪問及び調査し、報告・改善等を行うという国際視察制度を導入した最初の機関である。その後、かかる枠組みを世界的な規模に押し上げたのが「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は、刑罰に関する条約の選択議定書(以下「選択議定書」)」(2006年6月22日発効)である。同議定書では、各締約国内に、拷問等を防止する「国内防止メカニズム(National Preventive Mechanisms、以下「NPM」)」を設置するよう義務づけた。NPMは、収容施設の定期的訪問、国連基準を考慮した勧告、立法に関する意見の提出をその責務としている。先のイギリスの場合、訪問対象施設の種類や地域管轄が異なる18の既存の機関をNPMとして指定し、HMIPがそれらの調整機能を担っている。このように、ヨーロッパをはじめ、国際社会においては、独立機関による、国際基準に基づいた視察制度が主流となっている。他方、日本の特徴としては、国内人権機関や地域的人権機構の欠如、選択議定書の未批准といった事情が重なり、2つの視察委員会の役割が非常に重要なものとなっている。

6. パネルディスカッションでは、これらの活動報告を受け、日本における視察委員会制度の実効性を一層向上させるための改善策について意見が交わされた。日本では、視察委員会制度の認知度がまだ低く、委員会から出された意見が、予算や職員不足を理由に、実現されないケースも少なくない。報告会では、詳細な視察マニュアルの作成や選択議定書の批准のほか、記者会見を開催しての視察結果の公表などの具体的な提案がなされた。

以上